

埼玉県報

第 2 6 6 4 号 平成27年1月23日 金 曜 日

目 次

条例

- 埼玉県婦人相談センター条例の一部を改正する条例のあらまし(男女共同参画課)
- 埼玉県婦人相談センター条例の一部を改正する条例(男女共同参画課)

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(南部地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(県央地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(北部地域振興センター)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 〇 川島町土地改良区の役員退任届(東松山農林振興センター)
- 保安林の指定施業要件の変更予定(森づくり課)
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し(出納総務課)
- 県道宗岡さいたま線(志木市上宗岡四丁目)の供用の開始(朝霞県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定(川越建築安全センター)
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定(越谷建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)

正誤

- 埼玉県公営企業管理規程第8号中訂正(公営企業・財務課)
- 埼玉県病院事業告示第1号中訂正(経営管理課)

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県婦人相談センター条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第一号)(男女共

一 趣旨

で引用している売春防止法の条項に項ずれが生じたため改正する。 売春防止法の一部改正による規定の整備に伴い、埼玉県婦人相談センター条例

二内容

第二項」を「法第三十四条第三項」に改める。 条例第二条第一項中で引用している売春防止法の条項について「法第三十四条

二 施行期日

平成二十七年四月一日

条 例

埼玉県婦人相談センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年一月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第一号

埼玉県婦人相談センター条例の一部を改正する条例

埼玉県婦人相談センター条例(昭和六十一年埼玉県条例第十一号)の一部を次の

ように改正する。

第二条第一項中「第三十四条第二項」を「第三十四条第三項」に改める。

附

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

埼玉県告示第四十一号

出さ 定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定に れたので、 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告す により、

法並びにインターネットを利用する方法 (埼玉県NPO情報ステーション (http:/ 県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センター 及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 /www.saitamaken-npo.net/)) により縦覧に供する。 なお、 当該申請 に係る変更後の定款並びに当該定款の 申請書 を受理 変更の日 におい した日 の属す て備え置く方 から二月間、 る事業年度

平成二十七年一月二十三日

埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日

平成二十六年十二月四日

一 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人介護サークルかがやき

三 代表者の氏名

園田 久美子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市芝四丁目三番五号

五 定款に記載された目的

۲ 族の一日も、 しし もに考え、 た一日が送 この法人は、 行動することによって、 介護者である私たちの一日も輝い れるよう家庭介護の手伝いをすることに 高齢者が認知症に なっても身体に障害があっても心豊かなより輝 高齢者の福祉増進に寄与することを目的と たもの となり、 により、 高齢者ばかりか、 また地域の 家

埼玉県告示第四十二号

条第二項の規定により公告する。 非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、 特定 同

並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステー 民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センター び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 なお、 saitamaken-npo.net/)) により縦覧に供する。 当該申請に係る定款、役員名簿、 設立趣旨書並びに設立当初 申請書を受理した日から二月間、 において備え置く方法 ション (http://w の事業年度及 県

平成二十七年一月二十三日

埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日

平成二十七年一月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人親学推進ネットこうのす

三 代表者の氏名

志賀 周子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鴻巣市本町四丁目七番十四号

五 定款に記載された目的

を提供し、 る地域社会を創造することを目的とする。 この法人は、 親が親になる学び(親学)を通して、子供たちがこころ豊かに暮らせ 鴻巣地区の教育環境向上のために、 サロン、 勉強会、 講演会など

埼玉県告示第四十三号

条第二項の規定により公告する。 非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出され 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、 たので、 特定 同

並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステー 民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 なお、 saitamaken-npo.net/)) により縦覧に供する。 当該申請に係る定款、 役員名簿、 設立趣旨書並びに設立当初 申請書を受理 にお した日から二月間、 ション (http://w ١١ て備え置く方法 の事業年度及 県

平成二十七年一月二十三日

埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日

平成二十七年一月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人くまがや地域通貨研究会

三 代表者の氏名

出浦 尚明

四 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市宮本町二百五十四番地

五 定款に記載された目的

き合えるよう、 誰もが暮らしやす 地域貢献や体験的な学びを通して市民がまちを楽しめる機会を創出することで、 結ぶとともに、 この法人は、 志を原資とする地域通貨を活用し、 Ν 市民各々が持っている力を発揮し、 Ρ 〇・大学・企業・ 豊かな熊谷のまちづくりに寄与することを目的とする。 行政など多様な主体を互恵関係でつなぎ、 ありがとうの気持ちと笑顔で 共に助け合い身近な課題に 向

埼玉県告示第四十四号

のとおり縦覧に供する。 定による意見の概要について、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一 同条第三項の規定により公告し、 項及び第二項の規 及び当該意見を次

平成二十七年一月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スー パー ビバホー ム鴻巣店

埼玉県鴻巣市大字箕田千七百七十一外

- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要
- 変更事項について、 周辺住民への周知徹底を図ること。
- 周辺の生活環境を損なう場合は、 速やかに対策を講じること。
- 地元関係団体と協力して地域の環境維持及び増進に努めること。

二 縦覧期間

縦覧場所

平成二十七年一月二十三日から平成二十七年二月二十三日まで

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

Ξ

埼玉県県央地域振興センター

埼玉県告示第四十五号

届出があった。 川島町土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

平成二十七年一月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名 氏 名

住

理 事 倉 浪 雄 埼玉県比企郡川島町大字鳥羽井三百五十九番地

埼玉県告示第四十六号

を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三にお て準用する同法第三十条の規定により告示する。 次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知

平成二十七年一月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

二三、六九二四の三 六九一八、六九一九の一、六九一九の二、 二、八八六〇の三、字日向八七三〇、 六九二一の一から六九二一の三まで、 四、一〇一八二、一〇一八三、一〇一八八、字浦島六九一七の一、 埼玉県秩父郡小鹿野町両神薄字藤指八八五九の一、 六九二二の一から六九二二の三まで、六九 字両神一〇一一四の一、 六九二〇の一から六九二〇の三まで、 八八五九の四、 字白井差一〇一七 六九一七の二、 八八六〇の

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

一 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

- ─ 主伐に関わる伐採種を定めない。
- $(\underline{})$ 係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町村
- 三 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

次のとおり」 Ιţ 省略し、 そ の関係書類を埼玉県庁及び小鹿野町役場に備え

置いて縦覧に供する。)

埼玉県告示第四十七号

規定により告示する。 る埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)第六条第一項の規定によ 同条第三項の

平成二十七年一月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県熊谷市本町一丁目百七十三番地

取消年月日

有限会社S・K・W

平成二十七年一月十九日

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第一号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 平成二十七年一月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路

平成二十七年一月二十三日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 水村 正和

| 宗岡さいたま線 | 路線名 | | | |
|--|---------|--|--|--|
| る。) 志木市上宗岡四丁目七四五番一地先までら おお に 関係図面に表示する部分に限 に ただし、関係図面に表示する部分に限 お | 供用開始の区間 | | | |
| 平成二十七年一月二十三日 | 供用開始の期日 | | | |
| 平成二十六年七月十 五日朝霞県土整備事 の供用開始である。 延長一三・四〇メー ドル | 備考 | | | |

埼玉県川越建築安全センター 所長告示第五号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年一月二十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一許可番号

平成二十六年七月二十四日

指令川建セ第二六 一八一号

一検査済証番号

平成二十七年一月十六日

川建セ第二六 一二九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字新宿三千六百七十二番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市二丁目六番三十二号 パークサイド _ 号

飯島寿之

埼玉県川越建築安全センター 所長告示第六号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年一月二十三日

埼玉県川越建築安全センター 所長 橘 裕子

一許可番号

平成二十六年七月二十二日

指令川建セ第二六〇〇三五〇号

一 検査済証番号

平成二十七年一月十九日

川建セ第二六〇一三二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字成瀬字鍛冶屋五百十七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡越生町越生東二丁目三番地六メゾン・アレグリアB二〇一

手島 一男

埼玉県川越建築安全センター 所長告示第七号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年一月二十三日

埼玉県川越建築安全センター 所長 橘 裕子

一許可番号

平成二十六年八月二十九日

指令川建セ第二六〇〇五四〇号

一検査済証番号

平成二十七年一月二十一日

川建セ第二六〇一三三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町むさし台二丁目十六番一、 十六番十七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町むさし台二丁目七番地一

多田 敬治

埼玉県川越建築安全センター 所長告示第八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第四号の規定によ

り、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年一月二十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

| | | | | | | | | | | | | | | | 第 十 号 | | 指定番号 | |
|---------------|------------------------------|-------|-----------------|-----------------------------------|---|---|------------------|---------------|---------------------|---------------|------------------|---------------|---------------------|-----------|--------------------|-----------|------------|-------|
| | | | | | | | | | | | | | 第一項第四号 | 第四十二条 | 建築基準法 | 道 足 の 利 类 | 各 元 D に | |
| | | | | | | | | | | | | | | 月 十四日 | 平成二十六年十 | | 指定の年月日 | |
| 四千四百五十二 六地先まで | 和光市白子三丁目四十五 二地先から 百八十八 十地先まで | | 和光市白子三丁自百九十 二地先 | 百九十 二也もまで 和光市白子三丁目六百十七地先から | 四千四百五十 八地先まで 四千四百五十 二 三地労から | 1:35- -1:37 1-1:4 1:4 | 和光市白子三丁目百八十七地先から | 四千四百六十九 六地先まで | 和光市白子三丁目四千四百六十五地先から | 四千四百八十九 四地先まで | 和光市白子三丁目六百十九地先から | 四千四百四十一 一地先まで | 和光市白子三丁目四千四百六十五地先から | 百九十 二地先まで | 和光市白子三丁目六百十六 二地先から | | 指定に係る道路の位置 | |
| - | 八十 一·〇 | 二十六・〇 | 二十九・〇 | 八十九・〇 | ======================================= |) | 七十九・〇 | | 四十五・〇 | | 四十五・〇 | | 百四十一・〇 | | 百四十四・〇 | (単位メートル) | 道路の延長 | 指定に係る |
| , | 四 · 八 | 五。〇 | 五・〇 | 五 〇 | <i>;</i> | 5 | 六・〇 | | 六・〇 | | 六・〇 | | 八。〇 | | ハ・〇 | (単位メートル) | 道路の幅員 | 指定に係る |

埼玉県越谷建築安全センター 所長告示第一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第四号の規定によ

り、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年一月二十三日

埼玉県越谷建築安全センター 所長 内 藤 知 行

| | 第二号 | | | | | | | |
|--|--|-------------------------------|--|--|--|--|--|--|
| 第一項第四号 | | 道路の種類 | | | | | | |
| | 一月十六日 | 指定の年月日 | | | | | | |
| 埼 埼 | 埼埼玉玉 | 指 | | | | | | |
| 埼玉県鴻巣市北新宿字屋敷通千二百二十五番場、埼玉県鴻巣市北新宿字屋敷通千二百二十七番 | 埼玉県鴻巣市北新宿字壱丁田通千九十五番外まで埼玉県鴻巣市北新宿字壱丁田通千八十八番外から | 定 | | | | | | |
| 果 果 市 市 北 北 | 果 果 市 市 北 北 | に | | | | | | |
| 新新宿宴 | 新宿学 | 係 | | | | | | |
| 屋敷敷 | 青青 | る | | | | | | |
| | 選 選 | 道 | | | | | | |
| 直直 | 九十八十八 | 路 | | | | | | |
| 五七番番 | 番番外 | 0 | | | | | | |
| 一から | までら | 位 | | | | | | |
| で | | 置 | | | | | | |
| | | ○ 道 指 | | | | | | |
| 直 | 頁 | 位 路 定 | | | | | | |
| 豆 · 五 | 百十一・〇 | ナのに | | | | | | |
| | 0 | 単位メートル) 路 の 延 長 定 に 係 る | | | | | | |
| | | ○ 長る | | | | | | |
| | | へ 道 指 単 | | | | | | |
| 六 | 六 | 位路定 | | | | | | |
| ∴ 0 | ☆・ 00 | メークに | | | | | | |
| | | (単位メートル)道路の幅員 | | | | | | |
| | | ン 員る | | | | | | |

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次 の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年一月二十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知 行

一許可番号

平成二十七年一月十五日

指令越建セ第二六〇〇〇三二号

一検査済証番号

平成二十七年一月二十日

越建セ第四二八―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎二十七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市岩槻区大字表慈恩寺一三三九― ル $\overline{\mathbf{x}}$ 工 ル 東館 A ○ Ξ

号

金子 和広

正誤

号)中訂正 埼玉県公営企業管理規程第八号 (平成二十六年十一月二十五日第二千六百四十九

ページ 行

前から九行目と十行目の間に次のように加える。

百五十七条の三 第百六十四条)」に改める。 目次中「第十章 補則(第百五十八条 第百六十四条)」を「第十章 補則(第

埼玉県病院事業告示第一号(平成二十七年一月十六日第二千六百六十二号)中訂

正

- \sim ージ 表中

受託者の住所、 名称及び代表者氏名

行

前から三

代表取締役 齊 藤 正 俊

正

代表取締役 寺 田 明彦

ー ペ ! ジ 表中

受託者の住所、

名称及び代表者氏名 前から七

誤

代表取締役 齊 藤 正俊

代表取締役 寺田 明彦